

不登校等の児童生徒への対応及び 重大事案の未然防止に関する マニュアル

近年、生徒指導上の課題には、不登校及び自殺や自殺未遂等の重大事案発生の深刻化があります。このような状況下において、何よりも生徒たちの命を守ることが重要であります。また、学校が全ての児童生徒たちにとって、安心して楽しく通える魅力ある環境となるよう、学校関係者が一丸となって取り組まなければなりません。

本マニュアルでは、不登校等の児童生徒への対応及び重大事案の未然防止に関する対応について示しています。各学校の実情に応じて、児童生徒への適切な支援を心がけてください。

- | | | |
|---|-----------------------|-------|
| 1 | 不登校等の児童生徒への対応 | |
| | <不登校等の早期発見・早期対応のために> | P 1～2 |
| | <チーム支援のプロセス> | P 3～6 |
| | ・ チーム支援のプロセス (例) | |
| | ・ ケース会議の進め方 (例) | |
| 2 | 重大事案の未然防止 | |
| | <SOSの出し方に関する教育> | P 7 |
| | <自殺の危険が高まった児童生徒への関わり> | P 8 |
| 3 | 相談窓口 | P 9 |

令和6年4月 福島県教育委員会

◇参考資料◇

生徒指導提要 第1章、第3章、第7章、第8章、第10章 (文部科学省)

不登校児童生徒への支援の在り方について (通知) (文部科学省)

もし、ケース会議の進行役をすることになったら? (文部科学省)

生徒指導Ⅱ学校・教職員に求められる生徒指導の進め方 (独立行政法人教職員支援機構)

スクールソーシャルワーカー実践活動事例集 (文部科学省)

子供に伝えたい自殺予防 (文部科学省)

ストレス対策ガイドブック (高校生) 2020自殺予防教育のための指導者の手引き

(福島県精神保健福祉センター)

ふくしまサポートガイド～ふくしまのすべての子どもたちのために～ (福島県教育委員会)

不登校対応資料 Vol.5 豊かな学校生活のために

～チームで切れ目のない援助を～ (福島県教育委員会)

1 不登校等の児童生徒への対応

<不登校等の早期発見・早期対応のために>

不登校等の児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

普段から
【児童生徒情報の記録と保管】

- ・クラス担任等が日常の観察の中で気になった児童生徒の状況（強みや課題）等を記録する。
- ・記録した情報を必要に応じて学校内で共有できるようにして保管する。

欠席当日
欠席2日目
【生徒の状況確認】

- ・電子メールやアプリにより欠席連絡する場合も含め、保護者から欠席連絡があり、明確な理由が述べられていたとしても、継続して家庭との連携を密にして、児童生徒の状況を確認する。
- ・当該児童生徒の様子を再確認するため、保護者からの欠席連絡を受ける際には、可能な限りクラス担任や学年主任につなぐ。
- ・管理職と状況を共有し、必要に応じて家庭訪問する。

連続欠席等
3日目～
【校内で情報共有】

- ・クラス担任等が、連続欠席3日目からの児童生徒をチェックし、管理職などへ状況報告する。
- ・管理職を含め生徒指導部会等において、状況に応じて、周囲の児童生徒や保護者、教職員等にも聴き取りをするなどして組織的に欠席の原因や背景を把握する。
- ・今後の対応方法を検討するとともに、児童生徒や保護者とのつながりのある教職員を中心に引き続き家庭訪問等を実施する。

連続欠席等

7日目～

【生徒理解・支援計画作成】

- ・児童生徒が支援の必要な場合や支援の必要性が予想される場合のほか、保護者及び児童生徒本人からの希望等により、児童生徒等の状況の共通理解を図る。
- ・管理職、クラス担任、教科担任、部活動顧問、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等が中心となり、それまでに得た情報等を基にアセスメントする。
- ・必要に応じて医療や福祉等の関係機関（警察、法務少年支援センター、児童相談所、要保護児童対策地域協議会、医療機関、保健所・保健センター等）と協議し、組織的な支援計画を立てる。
- ・児童生徒本人に関わる全員で情報を共有し、役割分担の確認を行う。
- ・個人情報取り扱いについての確認を行う。

※ 児童虐待が疑われる場合

欠席の理由について説明を受けている場合であっても、その理由の如何にかかわらず、休業日を除き引き続き7日以上欠席した場合には、定期的な情報提供の期日を待つことなく、速やかに市町村又は児童相談所に情報提供すること。

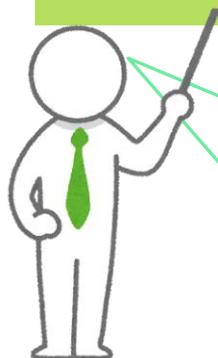
支援の実施

評価及び見直し

- ・共有した支援計画を基に、学校、家庭、関係機関で対応を行い、随時情報共有する。
- ・支援の実施状況を踏まえて、必要に応じて計画を修正し、継続した支援を行う。

引継ぎ

- ・支援による結果を含めて現状を整理し、進級先に支援計画を提供し、情報を共有することが望ましい。
- ・進級したクラスにおいても、それまでの支援の状況を適切に把握・分析し、計画を作成し、一貫した支援を行う。



「欠席3日目」や「欠席7日目」は、あくまでも目安である。その状況に応じて対応する。

高校入学直後や進級直後など、生活環境が変わるときに、欠席が多くなる傾向がある。以前に不登校等となっており、現在は復帰した児童生徒についても丁寧に引継ぎを行い、切れ目のないよりきめ細かな対応を心がけること。

<チーム支援のプロセス>

クラス担任一人ではできないことも、他の教職員や多職種の専門家、関係機関がチームを組み、アセスメントに基づいて役割分担をすることで、指導・援助の幅や可能性が広がる。学校だけでは対応しきれない部分をカバーしたり、よりよい解決の方向性を見いだしたりするためには、多職種の専門家との連携が不可欠である。



★アセスメントとは

「見立て」とも言われ、解決すべき問題や課題のある事例(事象)の家族や地域、関係者などの情報から、なぜそのような状態に至ったのか、生徒の示す行動の背景や要因を、情報を収集して系統的に分析し、明らかにしようとするもの。

チーム支援のプロセス (例)

① チーム支援の判断とアセスメントの実施

児童生徒の課題解決に向けて、関係する複数の教職員が参加する、アセスメントのためのケース会議を開催する。

当該児童生徒の課題に関連する問題状況や緊急対応を要する危機の程度等についての情報を収集・分析・共有し、課題解決に有効な支援仮説を立て、支援目標や方法を決定するための資料を提供し、チーム支援の必要性と方向性について判断する。アセスメントに基づいて「支援計画」が作成されるので、アセスメントは支援の成否の鍵である。

② 課題の明確化と目標の共有

児童生徒の課題を明確化し、具体的な目標(方針)を共有した上で、それぞれの専門性や持ち味を生かした役割分担を行う。

③ チーム支援計画の作成

アセスメントに基づいて、問題解決のための具体的なチームによる指導・援助の計画を作成する。「何を目標に(長期目標と短期目標)、誰が(支援担当者や支援機関)、どこで(支援場所)、どのような支援を(支援内容や方法)、いつまで行うか(支援期間)」を記載した「チーム支援計画」を作成し、支援目標を達成するための支援チームを編成する。

④ チーム支援の
実践

チーム支援計画に基づいて、指導・援助を組織的に実施する。

・定期的なメンバーの支援行為、児童生徒やチームによる保護者の反応・変化についての経過報告を行い、目標達成の進捗状況を会議の開催で把握する。特に、効果的な支援は継続・発展させ、そうでない支援は中止・改善する。

・関係者間の情報共有 支援対象となっている児童生徒や保護者との密接な情報共有が、効果的な実践や信頼関係の基盤となる。会議の録音や会議録、チームとしての活動記録などを、適切に保存する。

・管理職への報告・連絡・相談 チーム支援の活動に関しては、管理職に報告・連絡・相談をし、細やかな情報共有を行う。管理職は、支援チームの活動状況を把握（モニタリング）し、効果について評価した上で、適時適切な指示や助言を行う。

⑤ 点検・評価に基づくチーム支援
の終結・継続

チーム支援計画で設定した長期的、短期的な目標の達成状況について学期末や学年末に総括的評価を行う。

チーム支援計画の目標が達成されたと判断された場合は、チーム支援を終結する。年度を越える場合は、再度新年度にケース会議を開催してアセスメントを行い、チーム支援計画を見直して支援を継続する。その際、前年度における支援の状況（児童生徒の様子、活動記録など）についての引継ぎが、支援の継続性を担保する鍵である。



ケース会議の進め方（例）

ケース会議の目的は、その児童生徒や家庭に必要な指導・援助は何か、どうやってそれを届けていくか、を決定することである。そのためには、課題を明確化し、具体的な目標（方針）を共有した上で、それぞれの専門性や持ち味を生かした役割分担を行う必要がある。

また、指導・援助は中・長期的に継続されていくものであり、長期目標（最終到達地点）と、それを目指すスモールステップとしての短期目標が必要になる。状況に応じて、短期目標を修正したり、次のステップへと進めたりするため、ケース会議は継続的に行われるものであることを共通理解しておくことも大切である。



○ 留意点

- ・ 組織が実効的な機能を果たすためには、教職員間での情報共有が可能になるように、アセスメントシートなどを活用して情報や対応方針の「可視化（見える化）」を図る。
- ・ 組織が真に機能するためには「無知、心配性、迷惑と思われるかもしれない発言をしても、この組織なら大丈夫だ」と思える、発言することへの安心感を持てる状態（「心理的安全性」）をつくり出すこと。

1 ポイント

(1) 関係者全員の参加が望ましい。

当該児童生徒と保護者にとっての優先事項、必要な支援、役割分担について、共通理解を図るため。

(2) 参加者が話しやすい環境づくりをする。

(3) 会議の終了時間と目標を決めておく。

貴重な機会を有効に活用できるよう、あらかじめ、会議の終了時間を決めておき、終了時間までに確実にたどり着きたい目標について、全員と共通理解を図った上で会議に臨むこと。

(4) 会議で話し合うことと時間配分を考えておく。

(5) 参加者の意見や検討状況を視覚的に整理する。

(6) 次回の日程や連絡方法を決める。

※ 会議の流れを記録し、また、会議終了後には決定事項などを関係者で共有できるようにする。

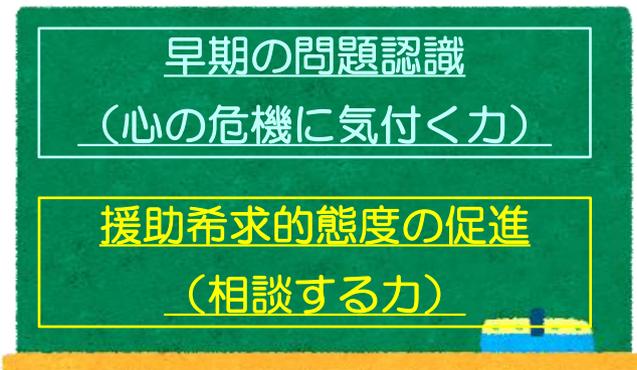
2 進め方（例）

| | |
|-------|---|
| 準備段階 | <ul style="list-style-type: none"> ・事例報告者（おおむね担任）と話し合う中で、何に困っているのか、検討したいことは何か明確にし、問題点を焦点化する。 ・ケース会議の参加メンバーを決める。 ・ケース会議の日程調整 |
| ケース会議 | <ol style="list-style-type: none"> ① ケース会議の開催に当たって参加者に伝える。 <ul style="list-style-type: none"> ・守秘義務を確認する。 ・事例担当者への批判的発言は控えること。 ・渦中であるクラス担任や学年には見えにくい違った視点が参考になること。 ・関わっている教師たちのいいと思う点は積極的に発言する。 ・ケース会議は誰かが方針決定してそれを受けるのではなく、みんなで決定してつくるもの。 ② 事例報告者から、何に困っていて何を検討してほしいか出してもらう。 ③ 事例報告者からどのような生徒であるか簡単に説明する。 <ul style="list-style-type: none"> ・成績、学力、学校での様子、友人関係、家族のこと など ④ 児童生徒に関わる関係者から、児童生徒とどのような関わりがあるのか、どのような状態なのか出してもらう。 ⑤ 質問がないか参加者に尋ねる。 ⑥ 事実を出してもらいながら、違った視点の意見、ポジティブな意見はピックアップして強調する。そして、次のことを明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> ・どこに注目したらよいか、何が課題か、不足情報は何か など ⑦ アセスメントと仮説を複数立てていく。 ⑧ 何を目標にしていけばいいか明らかにする。 <ul style="list-style-type: none"> ・長期的な目標と短期的な目標を出す ⑨ アセスメントと目標から、誰が何をするか具体的なことを明確にする。 ⑩ 目標と具体的作戦を次回会議まで徹底する。 ⑪ 会議終了後、すぐに参加者に会議で決定した目標と役割分担が明確に書かれたケース会議記録を配布する。 |
| 会議終了後 | <ul style="list-style-type: none"> ・事例報告者にはねぎらいの言葉かけを行う。 ・関係者には、絶えず事例を話題にする。（決定した目標を忘れない。役割を持続できる。クラス担任一人で抱え込まない。） |



2 重大事案の未然防止

児童生徒が自殺をほのめかしたり、深刻な自傷行為に及んだり、遺書のような手紙やメモを残して家出をしたりといった状況は、自殺やその他の重大な危険行為の「予兆」段階であると捉える必要がある。各学校においては、自殺を含めた重大事案の未然防止のため、自殺予防教育に取り組む必要がある。なお、取組に当たっては、各学校の実情、児童生徒の実態に合わせて、組織的、計画的に進めること。



心の危機についての正しい知識と理解を持ち、困ったときに相談できる援助希求的な態度がとれるようになれば、自分の危機の克服と友人の危機への支援が可能となり、自殺予防に限らず、生涯にわたる心の健康の保持につながる。



< SOS の出し方に関する教育 >

次の資料を活用して、各学校において SOS の出し方に関する教育を積極的に推進すること。

- ① 「子供に伝えたい自殺予防」 文部科学省
- ② 「ストレス対策ガイドブック（高校生）2020自殺予防教育のための指導者の手引き」 福島県精神保健福祉センター
- ③ 「『こまったな』と思ったら“SOS”を出してみよう」 福島県教育委員会
- ④ 「『SOSの出し方に関する教育』を推進しましょう」 福島県教育委員会



○ 留意点

- ・ 教職員間で自殺予防教育の必要性についての共通理解を図る。
- ・ 心の危機を直接扱う授業を実施する場合は、事前に生育歴も含めて生徒の状況を把握し、リスクの高い児童生徒は無理に授業に参加させないなどの配慮を行う。
- ・ 児童生徒が心の危機を訴えたときに、クラス担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、管理職などが役割分担して受け止めることのできる体制を整える。



<自殺の危険が高まった児童生徒への関わり>

自殺の危険に気づいたときの対応の参考になるのが、「TALKの原則」である。

何より大切なことは、児童生徒の声をしっかりと「聴く」ことである。共感的に理解するためには、たとえ児童生徒であっても、その子なりに精一杯生きていることを尊重し、言いくるめたりコントロールしたりすることはできないし、そう思うのは大人の側の欲だと自覚することが必要である。

また、児童生徒の話をきちんと受け止めるには、教職員自身が自分の考え方や感じ方のクセを知ること（自己理解）と、言葉にならない「ことば」を聴こうとする姿勢を持つことが大切である。なお、一人で抱え込まないためには、教職員間においても、多職種の関係者間においても、相談しやすい体制づくり、雰囲気づくりを日頃から進めておくことが不可欠である。

<TALKの原則>

T e l l

心配していることを言葉に出して伝える。

A s k

「死にたい」と思うほどつらい気持ちの背景にあるものについて尋ねる。

L i s t e n

絶望的な気持ちを傾聴する。話をそらしたり、叱責や助言などをしたりせずに訴えに真剣に耳を傾ける。

K e e p s a f e

安全を確保する。一人で抱え込まず、連携して適切な援助を行う。



自殺及び自殺未遂が起こったとき

児童生徒の自殺が起きたときの対応マニュアル（別冊）により対応する。

～いじめや悩みなど困ったときのSOSや相談はこちらへ～

いじめなど学校生活や家庭での悩みに関する相談

○ふくしま24時間子どもSOS (福島県教育委員会)

フリーダイヤル0120-916-024 (24時間受付)

○24時間子供SOSダイヤル (文部科学省)

フリーダイヤル0120-0-78310 (24時間受付)

・いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談できます。

深刻な不安やいのちにかかわる悩みなどに関する相談

○福島いのちの電話 (社会福祉法人福島いのちの電話)

電話024-536-4343 年中無休

相談時間: 10時～22時 ※毎月第3土曜日は10時～翌日10時

○自殺予防いのちの電話 (社会福祉法人福島いのちの電話)

フリーダイヤル0120-783-556 (24時間受付)

毎月10日 相談時間: 8時～翌朝8時

あらゆるいじめに関すること、生徒に関する相談

○いじめ110番 (福島県警察本部県民サービス課)

フリーダイヤル0120-795-110

月曜日～金曜日 相談時間: 9時～17時

○ヤングテレホン (福島県警察本部県民サービス課)

電話024-525-8060 月曜日～金曜日 相談時間: 9時～17時

○子ども相談窓口 (福島県弁護士会)

電話024-533-8080

月曜日～金曜日 相談時間: 10時～17時

いじめ問題や不登校、体罰などの教育相談

○ダイヤルスOS (福島県教育センター)

フリーダイヤル0120-453-141

月曜日～金曜日 相談時間: 10時～17時

- ・子どもも大人も相談できます。・名前を言わずに相談できます。
- ・秘密は守ります。・電話料金はかかりません。
- ・内容によっては、福島県教育センターで面接相談もできます。

子育てに関する不安や悩み、いじめ問題など生徒本人の悩み相談

○児童相談所虐待対応ダイヤル (189)

電話189 (189番にかけるとお近くの児童相談所につながります。)

・緊急の場合は、夜間休日も相談を受け付けています。

○チャイルドライン (チャイルドラインふくしま)

フリーダイヤル0120-99-7777

毎日受付 相談時間: 16時～21時

いじめ、体罰などのあらゆる人権問題に関する相談

○子どもの人権110番 (福島県方法務局)

フリーダイヤル0120-007-110

月曜日～金曜日 相談時間: 8時30分～17時15分

あらゆる悩みをLINEで相談

○ふくしま子どもSNS相談 (福島県教育委員会)

※ 学校から配布された「SNSを活用した子どもの心サポート事業」の用紙にあるQRコードから入ってください。

毎日受付 相談時間: 17時～21時 生徒の悩みをLINEで相談